

中途採用等支援助成金 (中途採用拡大コース/中途採用拡大助成)
 中途採用率算定対象一覧 (計画期間)

※受付日 年 月 日

1. 雇用保険適用事業所番号

— —

2. 雇用保険適用事業所名称

3. 中途採用計画期間

年 月 日 ~ 年 月 日

4. 3の中途採用計画期間中に採用した者

①対象労働者氏名	②雇用保険被保険者番号	③雇入れ日	④離職日 (支給申請日までに 離職している場合)	⑤採用区分	
				新規学卒者等 (A)	中途採用者 (B) <small>うち支給対象者に該当しない者 (C)</small>
1	-	年 月 日	年 月 日		
2	-	年 月 日	年 月 日		
3	-	年 月 日	年 月 日		
4	-	年 月 日	年 月 日		
5	-	年 月 日	年 月 日		
6	-	年 月 日	年 月 日		
7	-	年 月 日	年 月 日		
8	-	年 月 日	年 月 日		
9	-	年 月 日	年 月 日		
10	-	年 月 日	年 月 日		
11	-	年 月 日	年 月 日		
12	-	年 月 日	年 月 日		
13	-	年 月 日	年 月 日		
14	-	年 月 日	年 月 日		
15	-	年 月 日	年 月 日		
16	-	年 月 日	年 月 日		
17	-	年 月 日	年 月 日		
18	-	年 月 日	年 月 日		
19	-	年 月 日	年 月 日		
20	-	年 月 日	年 月 日		

⑨欄は次により計算してください。

○ ⑥欄の採用者総数が50人未満の場合

$$\text{中途採用率} = \frac{\text{支給対象者数 (⑦-⑧欄)}}{\text{採用者総数 (⑥欄)}} \times 100$$

○ ⑥欄の採用者総数が50人以上の場合

(支給対象者のうち、10人を超える分は、支給対象者1人を2人として計算します。)

$$\text{中途採用率} = \frac{10 + [(\text{支給対象者数 (⑦-⑧欄)} - 10) \times 2]}{\text{採用者総数 (⑥欄)}} \times 100$$

⑥採用者総数 (A欄とB欄の合計)	人
⑦中途採用者数 (B欄の合計)	人
⑧うち、支給対象者 以外の者の数 (C欄の合計)	人
⑨中途採用率	%

続紙あり

様式第10号（裏面）

この様式は、中途採用等支援助成金（中途採用拡大コース/中途採用拡大助成）のうち、中途採用率の拡大を行う中途採用計画を作成する場合に提出してください。

中途採用計画期間中の中途採用率から、中途採用計画期間の開始日の前日から起算して過去3年間の中途採用率を減じた値が20ポイント以上である場合に、本助成金の支給対象となります。

当該値が20ポイント以上40ポイント未満である場合は1事業所あたり50万円、当該値が40ポイント以上である場合は1事業所あたり70万円が支給されます。

また、計画期間の初日の前日以前に、申請事業所で中途採用者（期間の定めのない労働者（パートタイム労働者（※）を除く。））に限り、雇い入れたことのない事業主である場合は、追加で10万円支給されます。

（※）「パートタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者をいいます。

【提出上の注意】

- 1 この様式は、支給申請書（様式第9号）に添えて提出してください。
- 2 対象者が20人を超える場合は、続紙を使用してください。

【記入上の注意】

- 1 1欄及び2欄は、支給申請を行う雇用保険適用事業所における事業所番号及び事業所名称をそれぞれ記入してください。
- 2 3欄は、中途採用計画（変更）届（様式第1号）の2（2）欄に記載した計画期間を記入してください。
- 3 4欄は、中途採用計画に基づき、3欄の中途採用計画期間中に雇い入れた者について記載してください。
なお、対象労働者として記載が必要な方は、期間の定めのない労働者（パートタイム労働者（※）を除く。）として雇い入れられた雇用保険の一般被保険者又は高年齢被保険者に限ります。
（※）「パートタイム労働者」とは、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者をいいます。

- 4 4欄のうち、④の離職日については、支給申請日までに対象労働者が離職している場合に離職日を記載してください。

- 5 4欄のうち、⑤「採用区分」欄は、当該採用者について該当する欄に○を付けてください。中途採用者に該当するとしてB欄に○を付けた場合であって、当該対象労働者が支給対象者に該当しない場合はC欄にも○を付けてください。

なお、本助成金における「新規学卒者等」は、職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号）第35条第2項に規定する新規学卒者又はこれに準ずる者（新規学卒者と同様の採用や採用後の研修・処遇の枠組みで採用された者）をいいます。また、中途採用者は、それ以外で採用された者をいいます。

また、「支給対象者」に該当するか否かについては支給申請書（様式第9号）裏面の【提出上の注意】3を参照してください。